

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月10日 03時30分ごろ
発生場所	石川県加賀市橋立港沖の島防波堤西端南東方沖 橋立港沖の島防波堤西灯台から真方位130° 200m付近 (概位 北緯36° 21.5′ 東経136° 19.0′)
事故の概要	漁船泰平丸は、伝馬船泰平丸をえい航して北東進中、また、漁船光恵丸は、南西進中、伝馬船泰平丸と光恵丸が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 泰平丸、11トン IK2-5637（漁船登録番号）、個人所有 B 伝馬船 泰平丸、0.7トン なし、個人所有 C 漁船 光恵丸、4.36トン IK3-17831（漁船登録番号）、個人所有 第244-17342号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 C 船長C、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首部に亀裂等 C 右舷船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、舷灯1対、マスト灯及び船尾灯各1個を点灯して無人で無灯火のB船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、船長Aが操船して橋立漁港の係留地から出航した。 A船引船列は、橋立港沖の島防波堤南方沖を北東進中、船長Aが、船首方に光が見えたので方位及び距離を確認しようとしたところ、光が右舷方に移動しているように思い、舵を左に取り、クラッチレバーを停止としたものの、B船の右舷船首とC船の右舷船首とが衝突した。 C船は、船長Cが1人で乗り組み、両色灯、マスト灯及び船尾灯各1個を点灯して橋立港沖の島防波堤の北東方から橋立漁港に入港しようとして南西進中、船長Cが前方約30～40mに紅灯を見た後、緑灯を

	認め、右舷対右舷でA船を通過したところ、衝撃を感じ、B船と衝突した。
分析	<p>A船引船列は、船長Aが、無灯火のB船をえい航していたことから、B船とC船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、夜間、B船に法定の灯火を表示していなかったことから、B船をえい航してはならなかった。</p> <p>C船は、船長Cが、前方にA船の舷灯を認めたものの、B船が無灯火であったことから、その存在に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、橋立漁港において、A船引船列が北東進中、船長Aが無灯火のB船をえい航していたため、B船とC船が衝突したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間、船舶その他の物件をえい航する際は、法定灯火を点灯すること。